

令和7年厚木市農業委員会10月定例総会議事録

日 時 令和7年10月27日 月曜日 午後1時30分から午後2時まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 常 盤 悟

3番 大 塚 孝 雄

4番 三 橋 能 弘

5番 市 川 秀 夫

6番 高 澤 友紀子

7番 大 貫 昭 司

8番 伊 藤 洋 文

9番 庄 司 隆 行

10番 高 瀬 正 美

11番 神 崎 吉 男

12番 山 口 泉 (会長職務代理者)

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主査

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告16件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告15件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告1件)
- 4 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
- 5 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について (3件)
- 6 議案第42号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について (2件)
- 7 議案第43号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について (2件)
- 8 議案第44号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について (13件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。
これより、令和7年厚木市農業委員会10月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、4番の三橋能弘委員、5番の市川秀夫委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、9月11日から10月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、10件、21筆、面積は4,157.90平方メートルでございます。

法第5条につきましては、6件、13筆、面積は2,084.26平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、16件、34筆、面積は6,242.16平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、9月11日から10月10日までに受付したのものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は12人、農地の所有権を取得された相続人は15人、筆数は延べ78筆、面積は延べ34,140.20平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

証明願の提出者は、長谷にお住まいのAさん、対象地は愛甲西三丁目1筆、登記地目は畑、面積は52平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成19年頃から位置・面積・形状から農地としての利用が困難となり、雑種地化し現在に至っているもので、平成28年度固定資産土地評価証明書で確認することができます。

これらの経過を踏まえ、前農業委員の早川暁委員に資料等による確認をいただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は長谷字仲町4筆、同字根下2筆、小野字桂木1筆、現況地目は田及び畑、合計面積は4,474平方メートルです。

渡人は長谷にお住まいのBさん、受人は同所にお住まいのCさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻及び露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

続いて2番でございます。

対象地は上荻野字上田尻5筆、現況地目は全て田、合計面積は1,171平方メートルです。

渡人は上荻野にお住まいのDさん、受人は及川二丁目の株式会社E代表取締役Fさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、果樹の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、草刈り機。

労働力につきましては、本人及び従業員2人の3人です。

最後に3番でございます。

対象地は愛甲東三丁目1筆、現況地目は畑、面積は793平方メートルです。

渡人は愛甲東三丁目にお住まいのGさん、受人は愛甲東三丁目にお住まいのHさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、妻及び母の3人です。

なお、1番から3番の全てにおいて、農地法に規定する各規準については満たしております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程4、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに決しました。

次に、日程5、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主査〉

ただいま議題となりました議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は棚沢字山付1筆、登記地目は畑、面積は473平方メートルです。

受人は棚沢の株式会社I代表取締役Jさん、渡人は棚沢にお住まいのKさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は棚沢に本社を構える建設業・リフォーム業を主な事業として営む法人で、県央エリアでのリフォーム工事の請負が多く、受注が増加したことに伴い、建築資材の置場が不足したため申請されました。

申請地の北側及び東側は道路、西側及び南側は畑に接しております。

東側全面を出入口とし、その出入口部分にはコンクリート施工のスロープを設け、その他全面転圧・砕石敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口として使用する東側を除いた全てに鋼板柵を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて2番でございます。

対象地は中荻野字寺ノ下3筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,517平方メートルです。

受人は森の里紅葉台の有限会社L代表取締役Mさん、渡人は中町3丁目にお住まいのNさん外1人です。

本申請は、賃借権設定による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に荻野地区市民センターが存する第2種農地です。

受人は森の里紅葉台に事業本所を置く、上下水道の設計・工事を主な事業として営む法人で、事業拡大に伴う新たな資材置場が必要となったため申請されたものです。

申請地の北側は道路、南側は車両置場として利用されている雑種地、東側は南側車両置場の出入りで道路と一体利用している専用通路、西側は畑に接しております。

北側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口にもなる申請地よりも高い北側、また、隣接地側に既設鋼板が設置されている南側を除く全てに鋼板柵を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止す

るものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続き中でございます。

最後に3番でございます。

対象地は妻田北二丁目3筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,536平方メートルです。

受人は綾瀬市早川の〇株式会社代表取締役Pさん、渡人は妻田東3丁目にお住まいのQさんです。本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は綾瀬市早川に本社を構える土木・建設業等を主な事業として営む法人で、解体業の許可を新たに得たため、新規事業とすべく、解体した資材等の置場が必要となったことから、今回の申請地を選定され申請されたものです。

申請地の北側及び西側は道路、南側は公園、東側は畑に接しております。

西側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、資材置場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、畑に接する東側に鋼板柵を新設、また、南側は申請地よりも高くなっていることから、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 5、議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 6、議案第 42 号「農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請」について及び日程 7、議案第 43 号「農地法 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてを一括議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主査>

ただいま議題となりました議案第 42 号「農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請」及び議案第 43 号「農地法 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、議案第 42 号の 2 案件における申請者と議案第 43 号の 2 案件における申請譲受人が同一であること、また、その案件の全てが採石法による農地の一時転用期間の更新を目的とするものとなっていることから、一括して御説明申し上げます。

一括してお諮りする案件は 4 件でございます。

議案第 42 号の 2 件における申請者と議案第 43 号の 2 件における申請譲受人は、ともに川崎市中原区田尻町の株式会社 R 代表取締役 S さん、議案第 43 号の 2 件における申請譲渡人は上荻野にお住まいの S さん外 7 人です。

株式会社 R は川崎市中原区に本社を構える、砂利、砂、砕石等を採取・加工・販売する事業を営む法人で、現在、上荻野及び愛川町八菅山地内で岩石採取事業を行っております。

今回の申請は、一時転用許可期間満了による期間延長のための事業計画変更の承認申請でございます。

議案第 42 号の 1 番につきましては、上荻野字緑野 1 筆、登記地目は畑、面積は 383 平方メートルを搬出入路の一部としております。

2 番につきましては、同字王子原 1 筆、登記地目は畑、面積は 833 平方メートルを岩石採取事業に係る土地として、農地法第 4 条の規定に基づく一時転用の許可を受けております。

また、議案第 43 号の 1 番につきましては、上荻野字緑野 7 筆の一部、登記地目は全て畑、合計面積は 7,583 平方メートルの内、1,779.21 平方メートルを搬出入路の一部としております。

2 番につきましては、同字王子原 2 筆の一部、登記地目はともに畑、合計面積は 1,711 平方メートルの内、1,593.56 平方メートルを岩石採取に係る土地として農地法第 5 条の規定に基づく一時転用の許可を受けております。

議案第 42 号及び第 43 号のいずれも、一時転用許可期間が令和 7 年 11 月 21 日をもって満了を迎えることから、継続して岩石採取事業を行うため、期間を採石法に基づく許可期間内で、農地法上における農地の一時転用の特別な事情を除く、県が定める最大限の期間となる、令和 7 年 11 月 22 日から令和 10 年 11 月 21 日までの 3 年間とする事業計画の変更申請です。

農地区分は、市街化区域から 500 メートル以内かつ農地の規模が 10 ヘクタール未満の第 2 種農地です。

近隣の土地への被害防除措置として、万能鋼板による防護柵を設置し、ダンプの通行による粉塵被害を防止しております。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第42号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」及び日程7、議案第43号「農地法5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第42号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」及び日程7、議案第43号「農地法5条の規定による許可後の事業計画変更申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程8、議案第44号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第44号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、御説明いたします。

今月は貸借の開始期が令和7年12月1日のものについてお諮りいたします。

「農地中間管理権の設定関係」、こちらは、農地の所有者と農地中間管理機構との間の権利設定の部分となりますが、案件としましては、13件、22筆、合計面積は17,739.50平方メートルでございます。農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行が9件、新規が4件でございます。

権利の種類としては、全て使用貸借権で、設定期間については、全て3年間でございます。

なお、転借人については農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定にする要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第44号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第44号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年厚木市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。

令和7年10月27日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
